

## 警察大学校等移転跡地土地利用連絡調整会設置要綱（案）

### （設置の目的）

第1条 東京都、中野区及び杉並区が共同で策定した「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案（平成13年6月）」の見直しを行なうことを主たる目的とし、「警察大学校等移転跡地土地利用連絡調整会」（以下、「調整会」という。）を設置する。

### （所掌）

第2条 調整会の連絡調整事項は、以下のとおりとする。

- 一 警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案の見直しに関する事項
- 二 警察大学校等移転跡地内で予定される都市計画、事業計画及び執行に関する事項
- 三 その他会長が必要と認める事項

### （構成等）

第3条 調整会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、東京都都市整備局都市づくり政策部長とし、会務を総括する。
- 3 副会長は、中野区都市整備部長及び杉並区都市整備部長とし、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時は、その職務を代理する。職務を代理する者は、会長が指名する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 5 会長は、前項に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、調整会の承認を経て、新たに委員を指名するなど、調整会の構成を変更することができる。

### （召集）

第4条 調整会は、会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、構成委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （事務局）

第5条 調整会の円滑な運営を図るため、調整会に事務局を置く。

- 2 事務局は、東京都都市整備局開発プロジェクト推進室、中野区都市整備部地区整備分野及び杉並区都市整備部都市計画課をもって構成する。

### （委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### （附則）

この要綱は、平成17年3月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

東京都委員	東京都都市整備局都市づくり政策部長
〃	東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長
〃	東京都都市整備局都市づくり政策部開発プロジェクト推進室
〃	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長
〃	東京都都市整備局都市基盤部公園緑地計画担当課長
〃	東京都都市整備局市街地整備部企画課長
中野区委員	中野区区長室まちづくり総合調整担当部長
〃	中野区都市整備部長
〃	中野区都市整備部参事
〃	中野区都市整備部中野駅周辺整備担当課長
〃	中野区都市整備部公園緑地担当課長
〃	中野区総務部防災担当課長
杉並区委員	杉並区都市整備部長
〃	杉並区政策経営部企画課長
〃	杉並区危機管理対策室防災課長
〃	杉並区都市整備部都市計画課長